

以降に希望の学科に進む点である。従って、歯科医学を学ぶのは2年生以降となる。各学科への入学者定員が毎年国によって決められているので、希望の学科に進むために大学入学後も熱心に勉強することになる。

患者中心の全人的歯科医療を提供できる歯科医師育成のために、看護師の仕事を体験する実習が第2学年に組まれていたり、高学年になって歯科以外の診療科で実習する機会を設けている点は、近年注目されている多職種連携によるチーム医療の観点からも注目すべき取組であると思われる。また、1994年の改革の際に英語教育が強化されたことは、歯学教育のグローバル化に対応するため、フランスにおいても英語教育の必要性が認識された現れであると考えられる。

E. 結論

フランスの歯科医療と歯学教育の概略を知り、日本と比較した結果、類似点としては、医療保険制度が充実している点、歯科医師以外の

歯科医療職の起用が限定的である点などがみられる一方、歯科医師需給、生涯研修制度、歯学教育における様々な実習機会などにおいて、相違が認められた。特に日本の歯学教育ではあまり見られない歯科以外の診療科における病院実習は、患者中心の全人的歯科医療を提供できる歯科医師育成のために有効であると思われる、さらにその詳細と実際について調査が必要であると考えられた。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

第32回日本歯科医学教育学会学術大会（平成25年7月）で発表予定。

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

参考資料：

1. フランスの歯科大学

1. Université de Lille II

LILLE

Faculté de chirurgie dentaire

Adresse : Place de Verdun - 59045 Lille cedex

Tel : 03 20 16 79 00

Fax : 03 20 16 79 99

Internet : <http://www.univ-lille2.fr>

2. Université Paris VII

PARIS VII

Ufr d'odontologie

Adresse : 5, rue Garancière - 75006 Paris

Tel : 01 53 10 50 10

Fax : 01 46 33 19 68

Internet : <http://www.univ-paris-diderot.fr/>

3. Faculté de chirurgie dentaire Paris V

PARIS V - RENÉ DESCARTES

Adresse : 1 rue Maurice Arnoux - 92120 Montrouge

Tel : 01 58 07 68 19

Fax : 01 58 07 68 20

Internet : <http://www.odontologie.univ-paris5.fr>

4. Université de Reims Champagne-Ardenne

REIMS

Faculté d'odontologie

Adresse : 2 rue du Général Koenig - 51000 Reims

Tel : 03 26 91 37 38

Fax : 03 26 91 34 80

Internet : <http://www.univ-reims.fr>

5. Université de Nancy I

NANCY

Faculté de chirurgie dentaire

Adresse : 96 avenue du Maréchal de Lattre de Tassigny - Bp 50208 - 54004 Nancy cedex

Tel : 03 83 68 29 50

Fax : 03 83 68 29 81

Internet : <http://www.odonto.uhp-nancy.fr>

6. Université Strasbourg I Louis Pasteur

STRASBOURG

Faculté de chirurgie dentaire

Adresse : 1 place de l'Hôpital - 67000 Strasbourg

Tel : 03 90 24 50 00

Fax : 03 90 24 50 01

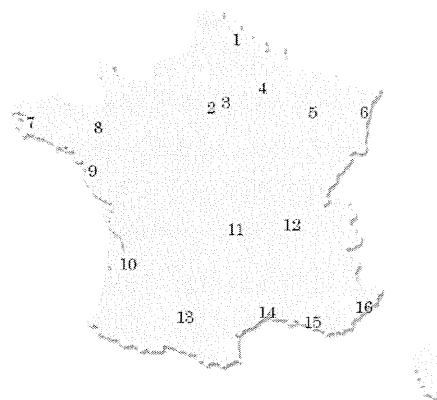
Internet : <http://www-ulp.u-strasbg.fr/>

7. Université de Bretagne occidentale

BREST

Faculté d'odontologie

Adresse : 22 rue Camille Desmoulins - 29238 Brest cedex 3



Tel : 02 98 01 64 89
Fax : 02 98 01 69 32
Internet : <http://www.univ-brest.fr>

8. Université de Rennes

RENNES
Faculté de chirurgie dentaire de Rennes
Adresse : 2 avenue du Pr Léon Bernard - 35043 Rennes cedex
Tel : 02 23 23 43 41
Fax : 02 23 23 43 93
Internet : <http://www.odonto.univ-rennes1.fr>

9. Université de Nantes

NANTES
Ufr d'odontologie
Adresse : 1 Place Alexis Ricordeau - 44042 Nantes
Tel : 02 40 41 29 21
Fax : 02 40 20 18 67
Internet : http://www.odontologie.univ-nantes.fr/77637311/0/fiche_pagelibre/?RF=ODONTOLOGIE_FR1

10. Université Victor Segalen

BORDEAUX
UFR d'odontologie
Adresse : 16-20 Cours de la Marné - 33000 Bordeaux cedex
Tel : 05 57 57 18 00
Fax : 05 57 57 30 10
Internet : <http://www.u-bordeaux2.fr/index.jsp>

11. Université d'Auvergne Clermont-Ferrand I

CLERMONT-FERRAND
UFR d'odontologie
Adresse : 11 boulevard Charles de Gaulle - 63000 Clermont-Ferrand
Tel : 04 73 17 73 00
Fax : 04 73 17 73 09
Internet : <http://webodonto.u-clermont1.fr/>

12. Université Claude Bernard

LYON
Faculté d'odontologie
Adresse : 11 rue Guillaume Paradin - 69372 Lyon cedex 08
Tel : 04 78 77 86 00
Fax : 04 78 77 86 96
Internet : <http://www.univ-lyon1.fr>

13. Université Paul Sabatier

TOULOUSE
Ufr d'odontologie
Adresse : 3 chemin des Maraîchers - 31000 Toulouse
Tel : 05 62 17 29 29
Fax : 05 61 25 47 19
Internet : <http://www.dentaire.ups-tlse.fr>

14. Faculté d'odontologie de Montpellier

MONTPELLIER-NÎMES

545 avenue du Professeur Viala

Adresse : - 34193 Montpellier cedex 5

Tel : 04 67 10 44 70

Fax : 04 67 10 45 82

Internet : http://www.univ-montpl.fr/l_universite/ufrs_et_instituts/ufr_odontologie

15. Université Aix-Marseille II

AIX-MARSEILLE

Faculté d'odontologie

Adresse : 27 bd Jean Moulin-13355 Marseille cedex 5

Tel : 04 91 78 46 70

Fax : 04 91 78 23 43

Internet : <http://www.timone.univ-mrs.fr/>

16. Université de Nice - Sophia Antipolis

NICE

Adresse : 24 avenue des Diables Bleus - 06357 Nice cedex 4

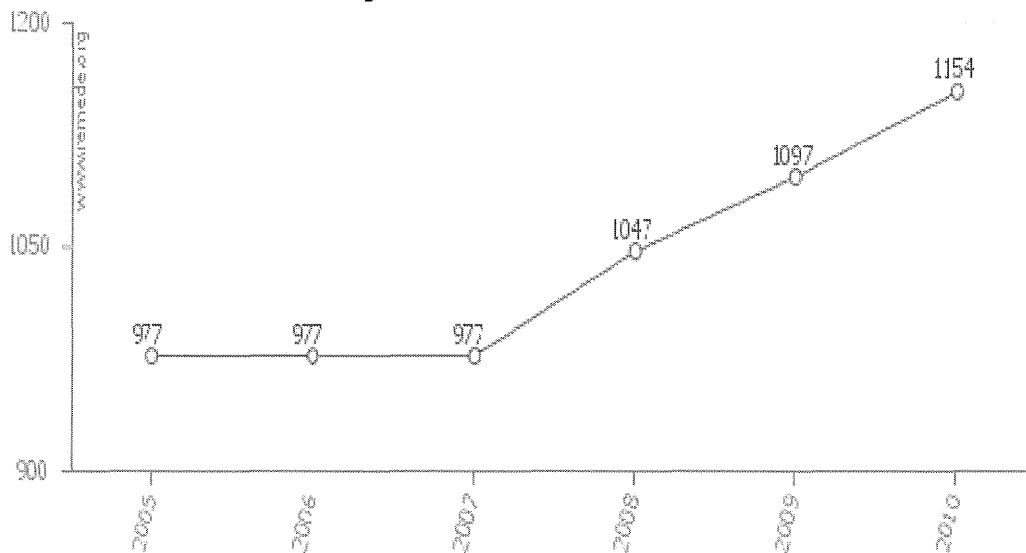
Tel : 04 92 00 11 29

Fax : 04 92 00 12 63

Internet : <http://portail.unice.fr/jahia/jsp/index.jsp>

2. 歯学部定員数

Evolution du rumerus clausus chirurgie dentaire



| Facultés | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 |
|------------------------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|
| <u>BORDEAUX</u> | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 |
| <u>BREST</u> | 19 | 19 | 19 | 23 | 23 | 25 |
| <u>CLERMONT FERRAND</u> | 53 | 53 | 53 | 57 | 59 | 62 |
| <u>CORTE</u> | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 |
| <u>LILLE</u> | 70 | 70 | 70 | 85 | 96 | 108 |
| <u>LYON</u> | 76 | 76 | 76 | 80 | 82 | 84 |
| <u>MARSEILLE</u> | 66 | 66 | 66 | 66 | 68 | 70 |
| <u>MONTPELLIER</u> | 54 | 54 | 54 | 54 | 57 | 59 |
| <u>NANCY</u> | 56 | 56 | 56 | 66 | 69 | 79 |
| <u>NANTES</u> | 61 | 61 | 61 | 67 | 70 | 73 |
| <u>NICE</u> | 32 | 32 | 32 | 33 | 36 | 39 |
| <u>NOUMEA</u> | 2 | 2 | 2 | 5 | 5 | 5 |
| <u>PAPEETE</u> | 2 | 2 | 2 | 4 | 4 | 4 |
| <u>PARIS V</u> | 97 | 97 | 97 | 97 | 99 | 100 |
| <u>PARIS VII</u> | 77 | 77 | 77 | 77 | 79 | 81 |
| <u>POINTE-A-PITRE</u> | 7 | 7 | 7 | 11 | 11 | 11 |
| <u>REIMS</u> | 56 | 56 | 56 | 59 | 65 | 72 |
| <u>RENNES</u> | 52 | 52 | 52 | 58 | 62 | 64 |
| <u>SAINT DENIS - REUNION</u> | 4 | 4 | 4 | 8 | 8 | 8 |
| <u>STRASBOURG</u> | 57 | 57 | 57 | 61 | 64 | 68 |
| <u>TOULOUSE</u> | 65 | 65 | 65 | 65 | 68 | 70 |
| TOTAUX | 977 | 977 | 977 | 1047 | 1097 | 1154 |

Informations données à titre purement indicatif. Pour toute référence officielle, consultez les [références officielles](#)

地域やライフステージを考慮した歯および口腔の健康づくりの支援体制の構築に関する研究

米国、英国、オーストラリアの歯科医師免許更新制度と生涯教育に関する調査

分担研究者 植野正之 東京医科歯科大学大学院健康推進歯学分野 准教授
研究協力 竹原祥子 東京医科歯科大学国際交流センター 特任助教
研究代表者 川口陽子 東京医科歯科大学大学院健康推進歯学分野 教授

研究要旨

我が国の今後の歯科保健サービスを提供する体制や制度の改善に資するため、米国、英国、オーストラリアにおける歯科医師免許更新制度および生涯教育について現地での歯科保健関係者へのインタビュー、およびインターネットや文献書籍等による資料収集により調査を行った。その結果、調査を行ったすべての国において歯科医師免許更新制度および生涯教育が実施されており、こうした制度は、将来我が国においても歯科医師が最新の歯科の知識や技術を身につけ、患者や社会に対しより質の高い歯科医療を提供するために不可欠と考えられた。

A. 研究目的

本研究の目的は、米国、英国、オーストラリアにおける歯科医師免許更新制度および生涯教育についての情報を調査・収集することである。

育履修単位数や更新期間が異なる。以下の表は 2012 年時点の州ごとの必要履修単位数と更新期間の一覧を示す。コロラド州とワイオミング州を除くすべての州において歯科医師免許の更新と生涯教育履修単位数が規定されている。

B. 研究方法

米国、英国、オーストラリアにおける歯科医師免許更新制度および生涯教育について、現地での歯科保健関係者へのインタビュー、およびインターネットや文献書籍等による資料収集により調査を実施した。

| 州名 | 更新期間内の単位数 | 更新期間(年) |
|------------|-----------|---------|
| 1 アラバマ | 10 | 1 |
| 2 アラスカ | 28 | 2 |
| 3 アリゾナ | 24 | 3 |
| 4 アーカンソー | 50 | 2 |
| 5 カリフォルニア | 25 | 2 |
| 6 コロラド | なし | なし |
| 7 コネチカット | 25 | 2 |
| 8 デラウェア | 20 | 2 |
| 9 コロンビア特別区 | 8 | 2 |

C. 研究結果

1. 米国

1) 歯科医師免許更新制度

米国では各州の歯科審議会（Dental Board）が歯科医師免許を管理している。したがって州ごとに免許更新に必要な生涯教

| | | | |
|----|-----------|----|---|
| 10 | フロリダ | 30 | 2 |
| 11 | ジョージア | 20 | 2 |
| 12 | ハワイ | 16 | 2 |
| 13 | アイダホ | 30 | 2 |
| 14 | イリノイ | 24 | 2 |
| 15 | インディアナ | 20 | 2 |
| 16 | アイオワ | 12 | 2 |
| 17 | カンザス | 60 | 2 |
| 18 | ケンタッキー | 20 | 2 |
| 19 | ルイジアナ | 30 | 2 |
| 20 | メイン | 10 | 2 |
| 21 | メリーランド | 15 | 2 |
| 22 | マサチューセッツ | 20 | 2 |
| 23 | ミシガン | 20 | 2 |
| 24 | ミネソタ | 50 | 2 |
| 25 | ミシシッピ | 4 | 2 |
| 26 | ミズーリ | 50 | 2 |
| 27 | モンタナ | 60 | 3 |
| 28 | ネブラスカ | 10 | 2 |
| 29 | ネバダ | 6 | 2 |
| 30 | ニューハンプシャー | 8 | 2 |
| 31 | ニュージャージー | 20 | 2 |
| 32 | ニューメキシコ | 30 | 3 |
| 33 | ニューヨーク | 18 | 3 |
| 34 | ノースカロライナ | 15 | 1 |
| 35 | ノースダコタ | 10 | 2 |
| 36 | オハイオ | 40 | 2 |
| 37 | オクラハマ | 30 | 3 |
| 38 | オレゴン | 40 | 2 |
| 39 | ペンシルベニア | 15 | 2 |
| 40 | ロードアイランド | 40 | 2 |
| 41 | サウスカロライナ | 28 | 2 |
| 42 | サウスダコタ | 20 | 5 |
| 43 | テネシー | 40 | 2 |
| 44 | テキサス | 6 | 1 |
| 45 | ユタ | 15 | 2 |
| 46 | バーモント | 30 | 2 |

| | | | |
|----|-----------|----|----|
| 47 | バージニア | 15 | 1 |
| 48 | ワシントン | 7 | 1 |
| 49 | ウェストバージニア | 17 | 2 |
| 50 | ウィスコンシン | 30 | 2 |
| 51 | ワイオミング | なし | なし |

出典：The American Dental Institute, 2012

2) カリフォルニア州

カリフォルニア州においては2年ごとに歯科医師免許の更新を行う。このことはカリフォルニア州「企業および職業条例」(California Business and Professions Code)の歯科診療法第1715項(Dental Practice Act 1715)に規定されている。

2年間で必修科目を含む50単位を履修し、自分の誕生日月の最終日までに免許を更新しなければならない。

(1) 履修科目

① 必修科目

必修科目はカリフォルニア州歯科審議会承認の感染対策(Infection Control)2単位、カリフォルニア州歯科診療法(California Dental Practice Act)2単位、基本的救命処置(Basic Life Support: BLS)最大4単位である。

感染対策は、カリフォルニア州歯科診療法の第1005項と歯科環境における規則適用に関する内容を含まなければならない。

カリフォルニア州歯科診療法は、歯科診療における違反行為、規定および法的義務の内容を含まなければならない。具体的には、歯科医師および診療補助者の医療業務内容、処方箋に関する法律、召喚、罰金、歯科医師免許の取り消しおよび停止処分、歯科医師免許更新、幼児虐待およびネグレクトの報告義務、高齢者虐待および弱者保護法、虐待の臨床的徴候などの内容である。

BLS はアメリカ心臓協会 (American Heart Association: AHA) あるいはアメリカ赤十字 (American Red Cross: ARC) 提供のもの、または米国歯科医師会あるいは一般歯科学術会認定のもので以下の内容を含まなければならない。

- ・ 成人と小児の心肺蘇生法 (cardiopulmonary resuscitation: CPR) についての2つのシナリオ
- ・ 気道内異物閉塞処置法
- ・ 成人、小児、幼児の窒息救助法
- ・ 心肺蘇生法と自動体外式除細動器 (AED) の使用法
- ・ 人を用いた実習、熟練度試験、筆記試験

② 選択科目

その他の選択科目は実際の患者や地域の歯科保健に直接関わる以下の科目の中から履修する。

- ・ 予防処置、診断手順および手法 (身体の評価、レントゲン撮影、歯科写真撮影を含む)、包括的治療計画、口腔内状況の記録法、インフォームドコンセントの手順および記録管理
- ・ 患者の栄養状態評価や栄養指導
- ・ 審美的、修正的および修復的口腔保健状況の診断と治療
- ・ 個人および地域の健康に関わる救急対処法、災害からの復興策
- ・ 歯科診療補助者の雇用および責任の委任領域に関わる法的規制、医療保険携行性と責任に関する法律 (Health Insurance Portability and Accountability Act : HIPPA) と実際の医療の提供
- ・ 血液媒介病原体に関する基準を含むカリフォルニア州労働安全衛生課 (California Division of Occupational Safety and Health : CAL - DOSH) が定める職場の安全、火災や救急、環境安全、廃棄物処

- 理と管理、一般的なオフィスの安全、およびそれに必要とされるトレーニング
- ・ 全身麻酔、意識下鎮静、経口鎮静の管理または医科的緊急対策
- ・ 歯科用器具の評価、選択、使用、ケア、滅菌機器、手術用機器および個人用の防護服
- ・ 患者の安全性、専門家の不正行為、倫理的な配慮や医療過誤に関連するアルコールおよび薬物使用などの依存性の問題や薬物乱用
- ・ 特別なニーズを持つあらゆる集団、特別な医療が必要な小児、および鎮静下の患者に接する際の行動科学、行動指針、および患者対処法
- ・ 最新および新興の技術の選択、取り入れ、使用。
- ・ 2 か国語による歯科専門用語の活用、異文化間のコミュニケーション、公衆歯科衛生の提供、および特別なニーズを持つ歯科患者の治療経験の向上、非伝統的な設定での医療提供時の歯科専門家の役割
- ・ 個人および地域保健プログラムにおける歯科の役割
- ・ 第三者支払に関する問題、歯科の請求の実践、患者と提供者間の支払いの紛争および請求に関する患者の管理などの保険業界の法的および倫理的事項

以下の科目は歯科医師にとって有益であると考えられるが全単位数の 20%を超えてはならない。

- ・ 再診や患者予約システム、診療の流れ、会話、情報処理などの改善に関わるもの
- ・ 診療所のコンピューター化、人間工学、診療事務処理などの組織・運用に関する事項
- ・ 指導力養成やデンタルチーム養成

- ・ 教授法、カリキュラム開発
- ・ 臨床評価法、診断法の検討、X線データ研究、研究モデルと治療計画の手順などを含む同業者による評価と症例報告研究
- ・ 人的資源管理と従業員の福利厚生

また、以下の内容の科目は歯科医にとっては有益であるが歯科診療の範囲外であるため、履修単位として認められない。

- ・ 資金運用計画、不動産運用、個人投資
- ・ 一般的な健康増進法、体重管理あるいは歯科医師の個人的健康に関わるもの
- ・ 歯科医療や歯科学と直接関係のない政治的、公的、個人的発表
- ・ 歯科医師の個人的利益を増やすための動機付けや商業的手法
- ・ 歯科診療および診療所の売買、診療権の譲渡、歯科医の雇用・獲得、診療査定、診療所の転移、引退に関する事項
- ・ 審議会からの特別な許可がない場合の顔面美容整形外科

さらに、録音テープを用いた学習、自宅での自己学習、ビデオによる履修、コンピューターによる履修は全単位の50%を超えてはならない。

以上述べた生涯教育は認定された歯科大学、国・州の歯科医師会、歯科教育関係企業により提供されており、履修後には受講証明書が発行される。

(2) 更新方法

更新は郵送あるいは必要条件を満たせばオンラインで行うことができる。更新料は2013年4月現在、365ドル（約36,500円）である。

出典：California Dental Board, 2013

資料：Dental Practice Act

3. 英国

1) Continuing Professional Development : CPD

英国で歯科医師免許を管理しているのは、歯科諮問委員会（General Dental Council）である。免許の更新は毎年行い、更新料は2013年時点で576ポンド（約87,000円）である。

また、5年ごとに最低250時間の生涯専門能力開発講習（Continuing Professional Development : CPD）を履修しなくてはならない。CPDの定義は自己学習、トレーニング、コース、講義、セミナー、抄読会、その他様々な活動により歯科専門家としての専門的能力を発展させるものと定義されている。

2002年の1月よりCPDの履修が義務化された。また、CPDのうち75時間は証明できるCPD（verifiable CPD）でなくてはならない。証明できるCPDとは、(1)簡潔な教育目標があり、(2)明確な成果が期待でき、(3)質が管理され、(4)履修修了書や履修を証明できる文書が発行されるCPDのことである。それ以外のCPDは一般的CPD（general CPD）とみなされる。

2) 履修科目

CPDの科目は専門家として有益なものであれば何でもよいとされている。したがって、どの内容のものを選ぶかは個人の裁量に任されている。また、履修の方法も講義、専門的トレーニング、メディアを使った学習、学会参加など何でもよいとされている。

歯科諮問委員会ではverifiable CPDとして以下の科目を履修することを強く薦めて

いる。

- ・ 救急医療－5年間で最低10時間
- ・ 消毒および除染－5年間で最低5時間
- ・ 放射線撮影および放射線防御－5年間で最低5時間

また、以下の科目を verifiable あるいは general CPD として履修することを薦めている。

- ・ 法的小および倫理的事項
- ・ 苦情処理
- ・ 口腔癌の早期発見

出典：Continuing professional development for dentists, 2011

2. オーストラリア

1) Continuing Professional Development : CPD

オーストラリアでは、歯科審議会 (Dental Board) が歯科医師免許の管理を行っている。免許の更新は毎年原則として11月30日までに行うことになっている。その際の更新料は2013年時点で572ドル (約58,000円) である。

2010年7月1日より、すべての歯科医師は3年間の間に最低60時間のCPDを履修することになっている。

CPDは、専門家が知識、専門的スキル、能力を維持、改善、拡大し、生涯を通して必要な個人的および専門的な資質を向上させる手段と定義されている。

2) 履修科目

① 臨床的または科学的な科目

CPDのうち80%は臨床的または科学的な内容のもので、直接歯科保健と関わるものでなくてはならない。この科目には以下のものが含まれる。

- ・ 感染対策
- ・ 心肺蘇生法 (CPR)
- ・ 患者診療記録管理
- ・ 歯科治療技法－歯内療法、齶蝕治療、クラウン形成

② 臨床的または科学的でないといわれる科目

間接的に歯科保健と関わるもので以下のものが含まれる。

- ・ 歯科診療管理
- ・ 歯科に関わる法的責任
- ・ 歯科保健に関わるマーケティング
- ・ 歯科保健に関わる個人資産管理

③ その他

教育機関所属の歯科医師の場合、論文審査、論文査読、抄読会参加、歯科医学書の出版等もCPDとして認められている。

出典：Dental Board of Australia, 2013

D. 考察

今回、米国、英国、オーストラリアの歯科医師免許更新制度を調査し、検討を行ったが、すべての国において我が国では実施されていない歯科医師免許更新制度があり、数年ごとの更新が義務付けられていた。したがって、既定の単位を履修しないと、免許を更新できない制度になっている。開業医、大学教育者、行政職に関わらずすべての歯科医師が更新のためには所定の単位を履修しなければならない。また、履修項目とその内容についても細かく規定されていた。

日本では現在、歯科医師免許更新制度はないが、歯科医師会や大学主催等の生涯教育は提供されている。しかし、それらへの参加は任意であるため、生涯教育を受けない歯科医師の中には依然として古い歯科医療の知識や技術のまま診療を行っている者がいる

と推察される。常に最新の歯科の情報を得、患者に最良の歯科医療を提供するためには、歯科医師免許の更新や生涯教育は、必要な制度であると考えられた。

E. 結論

米国、英国、オーストラリアの歯科医師免許更新制度を調査し、検討を行ったが、すべての国において2～5年ごとの免許更新と生涯教育の履修が義務づけられていた。

我が国では歯科医師免許更新制度はないが、今後歯科医師免許更新制度を採用するためには、先ずその受け皿となる環境を整備する必要がある。すべての歯科医師が免許更新の際にある一定の研修を受講することは、最新の歯科の知識や技術を身につけ、患者や社会に対しより質の高い歯科医療を提供する責任を明示するために必要と考えられた。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

植野正之、竹内美緒、竹原祥子、川口陽子：
歯科保健医療制度の国際比較 第5報 海外の歯科医師免許更新制度、第61回日本口腔衛生学会・総会、神奈川、横須賀、2012年5月25日-27日、口腔衛生学会雑誌62巻2号Page267、2012.

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

表 各国の歯科医師免許更新制度の比較

| 国名 | 米国（カリフォルニア） | 英国 | オーストラリア |
|-------------|--|--|---|
| 更新料 | 365 ドル、2 年ごと （約 36,500 円） | 576 ポンド、毎年 （約 87,000 円） | 572 ドル、毎年 （約 58,000 円） |
| 管轄期間 | 各州の歯科審議会 | 国の歯科諮問委員会 | オーストラリア歯科審議会 |
| 履修必要 単位数 | 必修科目を含む 50 単位以上 | 最低 250 時間の CPD | 最低 60 時間の CPD |
| 履修更新 期間 | 2 年 | 5 年 | 3 年 |
| 履修科目 | <p>必修科目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染対策 2 単位 ・ 州歯科診療条例 2 単位 ・ 基本的救命法 4 単位 <p>米国心臓協会あるいは 米国赤十字提供のもの</p> <p>選択科目</p> <p>患者や地域に対する歯科 医療・保健の提供に関する 科目の中から選択する</p> | <p>主要推薦科目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医科的緊急処置 最低 10 時間 ・ 消毒および除染 最低 5 時間 ・ 放射線および被爆防護 最低 5 時間 <p>その他の推薦科目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法的小および倫理的問題 ・ 苦情に対する対応策 | <p>歯科保健に直接関わる科目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染対策、心肺蘇生法 ・ 歯科診療技法 <p>歯科保健に直接関わらない 科目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科診療経営 ・ 歯科における法的責任 <p>教育機関所属の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 論文審査、論文査読、抄読会 ・ 歯科医学書の出版 |
| その他の 条件 | <p>全単位の 20%以上になって はいけない科目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再診システム、患者スケ ジュールシステム、治療 の流れ、通信システム、 データ管理などの改善策 | <p>CPD の定義</p> <p>自己学習、トレーニング、コース、講義、セミナー、抄読会、その他様々な活動により歯科専門家としての専門的能力を発展させるもの</p> | <p>CPD の定義</p> <p>専門家が知識、専門的技術、能力を維持、改善、拡大し、生涯を通して必要な個人的および専門的な資質を向上させる手段</p> |

地域やライフステージを考慮した歯および口腔の健康づくりの支援体制の構築に関する研究

2012年より開始された韓国の免許更新制度および生涯研修制度について

研究代表者 川口陽子 東京医科歯科大学大学院健康推進歯学分野 教授
研究分担者 森尾郁子 東京医科歯科大学大学院歯学教育開発学分野 教授
研究代表者 植野正之 東京医科歯科大学大学院健康推進歯学分野 准教授
研究協力者 浦岡有里 東京医科歯科大学大学院健康推進歯学分野 大学院生

研究要旨

韓国の保健省保健福祉部が発行した「医療人免許申告制及び生涯研修業務指針」を日本語に翻訳して、韓国における医療人免許の更新制度および生涯研修制度について調査した。

2012年4月29日より、免許を有するすべての医療人、すなわち医師、歯科医師、韓医師（漢方医）、助産師、看護師は、3年ごとに免許更新のための申告を、保健福祉部の長官（日本の厚生労働大臣に相当）あてに実施することになった。また、1年間に8時間以上の生涯研修の受講が義務化された。免許更新制度制定の目的は、医療サービスの質の向上をはかり、医療人に対する国民の信頼度を向上させることである。

韓国では基礎研究に従事している者には、生涯研修が免除されていることから、診療に従事する医療人の質の保証・向上を目指している制度だと考えられる。最新の歯科医療サービスを国民に提供し、歯科医師が国民から信頼されていくためには、医療人に対するこのような制度を新設することは重要であると考えられた。

A. 研究目的

欧米先進諸国では、歯科医師免許の更新制度および生涯研修制度が義務化されている国が多い。韓国では、これまで我が国と同様に、免許の更新制度はなかったが、2012年より新たに歯科医師免許の更新および生涯研修制度が開始されることになった。そこで、どのような状況のもとに制度が開始されるようになったのか、また、その内容について調査を行った。

B. 研究方法

韓国の保健省保健福祉部が2012年12月に発行した「医療人免許申告制及び生涯研修業務指針（資料）」を日本語に翻訳して、韓国における歯科医師免許の更新制度および生涯研修制度の詳細について調査した。

（倫理面への配慮）

本研究では、すでに官公庁などで公表されている既存のデータを収集して分析を行うので、倫理上の問題はない。

C. 研究結果

1. 歯科医師免許の更新制度の概要

韓国における免許更新制度制定の目的は、医療人免許の管理および生涯研修の充実を通して、医療サービスの質の向上をはかり、医療人に対する国民の信頼度を向上させることである。

この制度の制定により、免許を有するすべての医療人、すなわち医師、歯科医師、韓医師（漢方医に相当）、助産師、看護師は、3年ごとに免許更新のための申告を、保健福祉部の長官（日本の厚生労働大臣に相当）あてに実施することになった。そのために、医療法が改正され、2012年4月29日より施行された。

制度制定の背景として、医療専門職としての免許取得者及び活動医療人に対する情報の管理と持続的な質の管理が必要であること、これまでの医療人対象の生涯研修の受講は任意であったため、その受講率は約43%と低かったこと、主要先進国（米国、英国、カナダなど）では免許申告をする際に、生涯研修履修の有無を申告する免許更新制度を施行中であることが、挙げられている。

2009年11月に、リアイジュ議員から、医療人に対する実態の把握及び医療人の免許管理の実効性を高める医療法の改定案が提出され、「医療人免許管理体系の改善委員会」を設置して検討を行い、医療法の改定（2011.4.28公布、2012.4.29施行）、医療法の施行令・施行規則の改定（2012.4.27公布、2012.4.29施行）を経て、免許更新制度が実施されるようになった。

2. 主な内容

- すべての医療人（医師、歯科医師、韓医師、助産師、看護師）は最初の免許取得後、3年ごとに免許を申告しなければならない。
- 生涯研修を未履修の場合には、申告の却下が可能となる。
- 未申告の場合は申告時まで免許の効力が停止される。

- 免許更新の申告の受理業務をそれぞれの全国レベルの職能団体の長に委託する。

医師→大韓医師協会

歯科医師→大韓歯科医師協会

韓医師→大韓韓医師協会

助産師→大韓助産師協会

看護師→大韓看護師協会

- 申告内容

基本人的事項

就業状況

勤務期間及び地域

生涯研修の履修可否など

3. 申告の方法及び手続き

- 医療人は各々の所属団体のインターネットHPに構築されている「免許申告システム」に直接接続して申告する。
- インターネット使用が不可能な例外的場合に限り、医療人が支部にオフライン受け付け後、支部が代わりに入力することができる
- 会費納付可否、登録会員可否に関係なく「免許申告システム」に接続して申告することが可能である。
- 申告の手数料はない。

4. 生涯研修の履修可否の確認

免許申告時に、生涯研修の履修証又は生涯研修の免除・猶予の確認書を提出して生涯研修の履修可否を確認する。なお、各々の職能団体の内部システムには過去の生涯研修の履修内容を照会するシステムが構築されていて、自動確認ができるようになっている。

以下の者は生涯研修が免除される。

- 医科大学・歯科大学・韓医科大学・医学専門大学院・歯医学専門大学院、又は韓医学専門大学院の附属病院で基礎医学を研究している者で、患者診療業務に直接従事していない者
- 軍隊服務中の者

- 専攻医
- 大学院生
- 行政機関及び国・公立医療機関に所属された者で、患者診療業務に従事していない者
- 海外滞留、休業、又は廃業などによって該当年度に6ヶ月以上患者の診療業務に従事しなかった者
- 本人の疾病や他の理由で生涯研修を受けることが困難だと認定される者
- 保健福祉部の長官が生涯研修を受ける必要がないと認定する者

5. 生涯研修

1年間に8時間以上を履修しなければならない。また、8時間未満の教育履修者は該当年度の生涯研修未履修として処理する。必修履修科目はない。

生涯研修を履修しなかった場合、又は猶予の申請をした場合、年間8時間を基準として補充の生涯研修を履修しなければならない。

研修猶予の理由が解消された場合(患者診療業務に6ヶ月以上従事することになった場合)には、過去に猶予した分の補充の生涯研修を履修しなければならない。

生涯研修の実施は各々の職能団体の義務であるが、医療法の施行規則によって各々の学会、修練病院、韓国保健福祉人力開発院などに委託して実施することができる。

各職能団体の長は該当医療人が生涯研修を履修した場合、履修証を発給する。医療人は免許申告の時、「免許申告システム」を通じて生涯研修履修の可否を確認することができ、また、その履修証の発給も可能である。これは、団体への会費納入の有無と関係なく、実施することができる。

なお、申告の時、提出すべき生涯研修の履修証は前年度までの生涯研修履修結果にする。

6. 生涯研修の費用および手数料の算定

生涯研修の費用は教育課程の運営に対する

実費のみを徴収する。生涯研修の費用を団体の会費に連携させる方式は、認められない。また、生涯研修の費用に対し、団体会費納付の会員と未納会員との差別等を行うことも認められない。生涯研修費用の算定内訳及び費用を職能団体の中央会ホームページに掲示することが義務づけられている。

D. 考察

韓国では2009年11月から約3年かけて医療法を改定し、2012年から医療人の免許更新制度が開始されるようになった。目的として、「医療サービスの質の向上」および「医療人に対する国民の信頼度の向上」を挙げているが、これは我が国においても必要なことである。

基礎研究に従事している者には、生涯研修が免除されていることから、診療に従事する医療人の質の保証・向上を目指している制度だと考えられる。なお、歯科衛生士に関しても、医療技師制度のもとで、やはり歯科医師と同様に3年ごとの免許更新制度、生涯研修制度の義務化が、韓国では行われるようになった。最新の歯科医療サービスを国民に提供し、歯科医師が国民から信頼されていくためには、医療人に対するこのような制度を新設することはインパクトが大きいと考えられた。

生涯研修制度が開始されたばかりなので、その内容や時間数等が適切であるかは、今後検証されていくと思われるが、すべての医療職に対して、このような制度を一斉に課した韓国は、医療の国際化に向けた準備として、大きく進展していると考えられた。

E. 結論

韓国では、2012年4月29日より、免許を有するすべての医療人、すなわち医師、歯科医師、韓医師(漢方医に相当)、助産師、看護師は、3年ごとに免許更新のための申告を、保健福祉部の長官(日本の厚生労働大臣に相当)あてに実施することになった。また、1年間に8時間以

上の生涯研修の受講が義務化された。

最新の歯科医療サービスを国民に提供し、歯科医師が国民から信頼されていくためには、医療人に対するこのような制度を新設することは重要と考えられた。

F. 研究発表 なし

G. 知的財産権の出願・登録状況 なし

「医療人免許申告制」及び
補修教育業務指針

2012年12月

保健福祉部

1. 概要

A. 指針(案)制定の背景

- －医療法改定・公布で「医療人免許申告制」施行（2012. 4. 29～）
 - *既存の申告条項は、保健医療施策に必要なだと認定する場合に実施する任意事項であったが、医療法の改定により、すべての医療人が3年ごとに申告するように義務化
- －申告の受理業務は、医療法第28条により、中央会の長に委託（施行令第11条第2項）
- －民間委託事務に対する「事務処理指針」制定が必要

| |
|-------------------|
| 行政権限の委任及び委託に関する規定 |
|-------------------|

| |
|---|
| 第11条(民間委託の基準) ③行政機関が第1項のいずれか一つに該当する事務を民間に委託した場合には必要な事務処理指針を通達して、その処理に必要な適切な処置をとらなければならない。 |
|---|

B. 医療人免許申告制の概要

(1) 目標

- －医療人資格の管理及び補修教育の充実化を通じた医療サービスの質の向上および保健医療人に対する国民の信頼度の向上

(2) 根拠となる法令

- －医療人の免許申告義務の付与根拠

| |
|-----|
| 医療法 |
|-----|

| |
|---|
| 第25条(申告) ①医療人は大統領令によって規定されていることにより、最初に免許を取得した時から3年ごとにその実態と就業状況などを保健福祉部の長官に申告しなければならない。 ②保健福祉部の長官は第30条第3項の補修教育を履修しなかった医療人に対して第1項による申告を却下することができる。 ③保健福祉部の長官は第1項による申告の修理業務を大統領令によって規定されていることにより関連団体などに委託することができる。 |
|---|

- －医療人の補修教育履修義務の付与根拠

| |
|-----|
| 医療法 |
|-----|

| |
|---|
| 第30条(協調の義務) ①中央会は保健福祉部の長官から医療と国民保健の上昇に関する協調の要請を受けたら、それに協力しなければならない。 ②中央会は保健福祉部令によって規定されていることにより、会員の資質の向上のために必要な補修教育を実施しなければならない。 ③医療人は第2項による補修教育を受けなければならない。 |
|---|

(3) 推進の背景及び経過

(A) 推進の背景

- －医療人の職種の特異性を考慮すると、免許者及び活動医療人に対する情報の管理と持続的な質の管理が必要
- －医療人の補修教育の履修率は43%程度と低く、補修教育の実効性を高める必要あり

*主要先進国（米国、英国、カナダなど）は免許申告をする際に、補修教育履修の有無を申告する免許更新制度を施行中

（米国、2～5年の期間で、免許申告と共に State Board for Medicine における補修教育の履修の有無を報告）

(B) 推進の主要な経過

- －医療人に対する実態の把握及び医療人の免許管理の実効性を高める医療法の改定案の提出（リアイジュ議員の代表発議、2009. 11 月～）
- －「医療人免許管理体系の改善委員会」を構成・運営（2009. 11～）
- －医療法改定（2011. 4. 28 公布、2012. 4. 29 施行）
- －医療法の施行令・施行規則の改定（2012. 4. 27 公布、2012. 4. 29 施行）

(4) 主要な内容

- －すべての医療人は最初の免許取得後、3年ごとに免許を申告しなければならない。
また、補修教育未履修の場合には申告の却下が可能
- －未申告の場合は申告時まで免許の効力を停止
- －施行日以前に免許を取得した人は1年の経過期間（'12. 4. 29～'13. 4. 28）内に、一括的に申告を実施
- －各々の中央会の長に申告の受理業務を委託
⇒大韓医師協会、大韓歯科医師協会、大韓韓医師協会、大韓助産師協会、大韓看護師協会

医療法施行令

第11条（申告）②法の第25条第3項により保健福祉部の長官は第1項による申告の修理業務を法の第28条による医師会・歯科医師会・韓医師会・助産師会及び看護師会（以下「中央会」と呼ぶ）に委託する。

2. 申告対象及び内容

A. 申告の対象：すべての医療人（医師、歯科医師、韓医師、助産師、看護師）

- －免許停止中の人でも申告の対象になる
- －免許が取り消された人は申告の対象にはならないが、医療法第65条第2項によって免許を再発給（再交付）された人は申告の対象になる

医療法

第65条（免許の取り消しと再交付）②保健福祉部の長官は第1項によって免許が取り消された人の場合にも取り消しの原因になった理由がなくなったり、十分に改悛したことが認定された場合に免許を再交付することができる。＜端緒省略＞

B. 申告の周期及び期間：免許の取得日を基準として3年ごと

(1) 2012. 4. 28 以前の免許取得者（一括的申告を実施）

- 1) 最初の申告：2012. 4. 29 から 2013. 4. 28 まで
- 2) 以後の申告は、最初の申告によって変わる
 - －（2012. 4. 29～2012. 12. 31）に実施した場合、2015. 1. 1～2015. 12. 31 に実施
 - －（2013. 1. 1～2013. 4. 28）に実施した場合、2016. 1. 1～2016. 12. 31 に実施

(2) 2012. 4. 29 以降、新規の免許取得者：

免許を発給された年を基準として3年後の1月1日から12月31日以内に最初申告

| グループ名 | 免許発給年度 | 最初の申告年度 | 次期申告年度 |
|-------|--------------------------|---------|--------|
| | 2012. 4. 29～2012. 12. 31 | 2015 | 2018 |
| | 2013. 1. 1～2013. 12. 31 | 2016 | 2019 |
| | 2014. 1. 1～2014. 12. 31 | 2017 | 2020 |
| | ↓ | ↓ | ↓ |
| | X | (X+3) | (X+6) |

*免許を2013. 3. 1に取得した人は3年後の16年の1月1日から12月31日中に申告

(3) 免許取り消し後の免許再交付者

- －免許を持っているすべての医療人は申告の対象になる
- －免許が取り消された人は免許の申告の対象にはならないが、免許の停止処分を受けた人又は取り消された免許を再交付された人は免許申告の対象になる
- －免許再交付者は再交付日（再交付された免許証の発給日）を基準で適用
 - *本人の免許発給年度は保健福祉部の免許案内システムを通じて確認可能 (lic.mohw.go.kr)

<医療人の申告年度分類>

| グループ | 対象者 | 申告年度 |
|------|---|------------------|
| 3A | 最初の申告を 2012 年(4 月 29 日～12 月 31 日)にした人 免許が 2012, 2015, 2018, …に発給された人 | 2015、2018、2021、… |
| 3B | 最初の申告を 2013 年(1 月 1 日～4 月 28 日)にした人 免許が 2013、2016、2019、…に発給された人 | 2013、2016、2019、… |
| 3C | 免許が 2017、2020、2023、…に発給された人 | 2017、2020、2023、… |

C. 申告内容

(1) 基本的事項、就業状況、勤務期間及び地域、補修教育の履修可否など

- －医療法の施行規則、別紙第 10 号書式「医療人の実態などの申告書」を作成して提出

(2) 他の補修教育を履修したか、免除・猶予を確認できる書類

- －中央会から発給されてもらった補修教育の免除・猶予の確認書（医療法の施行規則、別紙第 10 号の 3 書式）又は補修教育履修証（別紙第 13 号書式）添付

3. 申告の方法及び手続き

A. 申告の方法

- －医療人は各々の所属協会中央会のインターネット HP に構築されている「免許申告システム」に直接接続して申告

*インターネット使用が不可能な例外的の場合に限って、医療人が支部にオフライン受け付け後、支部が代わりに入力することはできる

- －会費納付可否、登録会員可否に関係なく「免許申告システム」に接続して申告可能
- －申告後、申告確認書は医療人なら誰でも印刷可能
- －申告の手数料はない

B. 補修教育の履修可否の確認

- －免許申告の時、補修教育の履修証又は補修教育の免除・猶予の確認書を提出して補修教育の履修可否を確認

*各々の中央会の内部システムには過去の補修教育の履修内容を照会するシステムが構築されていて、自動確認ができるようにする。

4. 一括申告

- A. 一括申告の対象：2012. 4. 28 以前に免許を取得した医療人（免許発給日を基準）

- B. 一括申告の内容：一般申告と同じ

(1) 「医療人の実態などの申告書」（医療法施行規則別紙第 10 号書式）

(2) 2011 年度補修教育関連処理基準

- －2011 年度補修教育履修と関連がある事項は改定以前の医療法基準を適用することを原則とする